



清友短信

発行日 2026年4月15日

No. 114

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

令和8年度施行 税制改正の留意点

1. 少額減価償却資産の取得価額損金算入の特例（令和8年4月1日以降取得資産が対象）

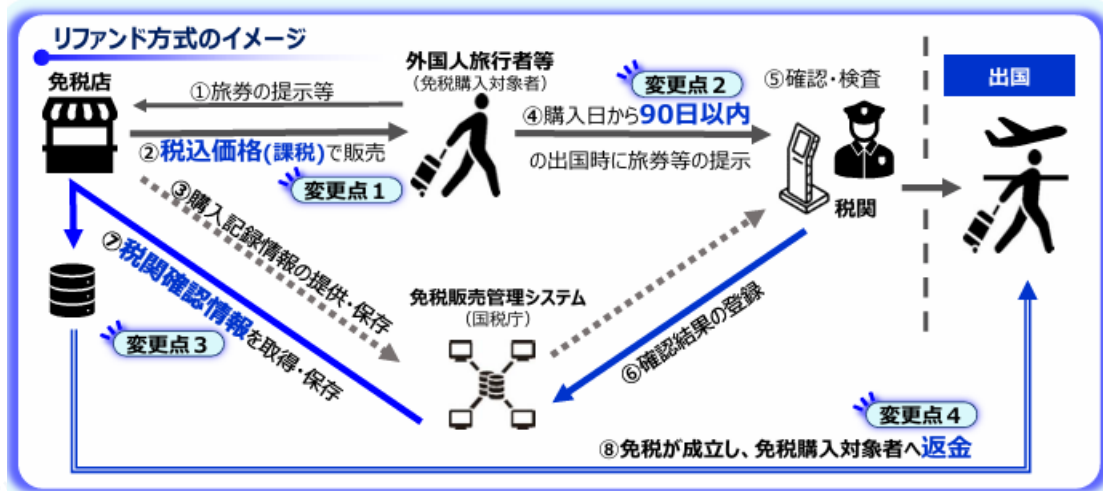
	現行	改正後	
取得価額	30万円未満	40万円未満	
常時使用人数	500人超	400人超	
償却資産税	申告あり	申告あり	変更なし
上限金額	300万円以内	300万円以内	変更なし

適用期間は令和11年3月31日までの3年間。

2. 防衛特別法人税の創設（令和8年4月1日以後に開始する事業年度の法人が対象）

資本金	1億円以下	1億円超
課税所得	2,440万円から課税	2,160万円から課税

3. リファンド方式の導入（令和8年11月1日から施行）



引用資料：国税庁 令和7年度税制改正リーフレット

4. 子ども子育て支援金の導入

適用時期	令和8年4月分(5月納付分) から		保険料率合計(①+②)
	①事業主負担分	②被保険者負担分	
子ども・子育て支援金の保険料率	0.115%	0.115%	0.23%

※1 給与明細への表示は、区分記載する方法・健康保険料と合算表記する方法のいずれでも可。

※2 1円未満の端数が生じる場合は、健康保険料・厚生年金保険料と同様の処理。